

令和 6 年度第 2 回 伊達市入札監視委員会議事録

1 委員会の概要

(1) 日 時

令和 6 年 10 月 17 日(木) 午後 1 時 30 分から午後 3 時まで

(2) 場 所

伊達市役所 議会棟 2 階 特別会議室

(3) 出席者

ア 委 員

伊藤 宏委員長、高久 健一委員、赤桐 仁輔委員、
齋藤 晶委員、國分 彰成委員

イ 事務局

鹿股財務部長、本田財政課長、佐藤契約検査係長、
富田契約検査係主査

ウ 工事担当課

生涯学習課	池田副主幹兼スポーツ推進係長
商工観光課	菅野副主幹兼商工振興係長
都市整備課	橘副技幹兼都市計画係長
教育総務課	藁谷施設管理係長
公有財産管理課	高屋マネジメント推進係長
農林整備課	板垣副技幹兼農村整備係長

(4) 次 第

- 1 開 会 財政課長
- 2 あいさつ 伊藤委員長、財務部長
- 3 議事

(1) 報告事項

- ① 市発注工事等の入札結果について資料 1－1～資料 1－2

(対象期間：令和 6 年 5 月 1 日～8 月 31 日)

- ② 入札参加資格制限措置に関する状況について 資料 2

(対象期間：令和 6 年 5 月 1 日～8 月 31 日)

(2) 審議事項

- ① 抽出事案について・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 3

(対象期間：令和 6 年 5 月 1 日～8 月 31 日)

- ② 抽出事案の審議について・・・・資料 4－1～資料 4－5

4 その他

5 閉 会 財政課長

2 議事の内容

(1) 報告事項

① 市発注工事等の入札結果について

【契約検査係主査】

資料 1－1～資料 1－2 により説明

《委員からの質問及び回答内容》

質疑なし

② 入札参加資格制限措置に関する状況について

【契約検査係主査】

資料 2 により説明

《委員からの質問及び回答内容》

【伊藤委員長】

No. 1、2 の事案は 3 者の企業体であり、制限措置を 2 者行っているが、残りの 1 者はどのようなになっているのか。

【契約検査係長】

残りの 1 者は伊達市に入札参加資格登録がない業者であるため、制限措置を行っておりません。

【伊藤委員長】

No. 4 は No. 5 の制限措置期間の半分となっているが、どういうことをすると制限措置期間が半分になるのか。

【契約検査係長】

事業者が自ら関与したカルテル入札談合の違反行為について、公正取引委員会に自主的に報告をし、その行為が認められ課徴金が減免されたことにより、制限措置を半分としています。

(2) 審議事項

① 抽出事案について

【赤桐委員】

資料 3 により説明

《委員からの質問及び回答内容》

質疑なし

② 抽出事案の審議について

・ 2024000138 梁川プール屋外ろ過機更新工事

【契約検査係長】

資料 4 - 1 により説明

【高久委員】

着手が令和 6 年 5 月、完成が令和 6 年 8 月となっているが、この期間のプール営業について確認したい。

【生涯学習課係長】

例年は 7 月 21 日からオープンするが、今年は 8 月 3 日からオープンとした。ただ例年だと夏休み終了と同時にプール営業も終了となるが、今年は 8 月 31 日までプール営業を行った。

【高久委員】

7 月はプールを閉じていたのか。

【生涯学習課係長】

屋外プールは閉じていたが、屋内プールは営業していた。

【高久委員】

シーズン外の施工はできなかったのか。

【伊藤委員長】

夏の期間でないと更新工事はできないものだったのか。

【生涯学習課係長】

令和 6 年度の第 1 回目の入札日程に合わせた結果、この期間となりました。

【高久委員】

随意契約でなく一般競争入札で行える工事だったのか。

【契約検査係長】

暖冷房衛生設備工事に登録がある業者であれば行える工事であると判断したので、条件付一般競争入札としました。

【高久委員】

予定価格の設定はどのように行ったのか。

【契約検査係長】

予定価格の設定は、工事の設計額を参考に設定しております。

【高久委員】

落札業者である信和設備から設計額積算用として見積りを取り、それを参考に予定価格の設定をされたことはないのか。

【生涯学習課係長】

本工事の設計額は、別な設計会社に委託をして算出をしています。

【伊藤委員長】

プール屋外ろ過機は汎用性のあるものなのか。

【生涯学習課係長】

汎用性のあるものとなっております。

【高久委員】

競争入札を行って落札率がほぼ 100%となっていることについて、どのように考えているか。

【生涯学習課係長】

ろ過機の置き換え工事なので応札金額の積算は簡単に行えると考えております。業者のなるべく高く入札したい意向が働いたため落札率が 100%に近づいたと考えております。

また工事に関係する分電盤の資材等が不足していた時期も重なったため落札率が 100%に近づいたと考えております。

【國分委員】

工事の設計額積算にあたっては業者から見積もりを取って単価を設定することもあります。応札可能業者に対して単価を公表しているのでしょうか。応札業者が適正に設計価格を算定することができるかどうかという観点で教えていただけないでしょうか。

【契約検査係長】

工事の設計積算時に参考見積りを徴収し積算に使用した単価を公表している。応札業者は適正に設計価格を算定できるようになっております。

【國分委員】

非公表とする単価は基本的にないということでしょうか。

【契約検査係長】

伊達市は福島県の単価を用いて積算を行っております。福島県で非公表としているものは伊達市でも非公表とし、見積りを徴収し設計書を作成したものは参考見積りとして公表をしております。

【國分委員】

おっしゃる通り福島県もそのような対応をしております。そうしますと応札業者 6 者は予定価格を算定でき、会社の利益を考えて応札額を高くしていると推定されるということか。

【契約検査係長】

はい。先ほど生涯学習課係長からもありましたが、分電盤部品の在庫不足もあり、公表している参考見積りよりも高いもの

で応札額を作っていると想定しております。

・ 2024000154 保原工業団地転石撤去工事

【契約検査係長】

資料 4 - 2 により説明

【國分委員】

添付書類を見ると規制もなく利益の出やすい工事に思えますが、応札可能業者 16 者に対し 2 者しかいなかったというところで、予定価格に近い応札となったということについて、もう少し競争があってもいいのではないかと感じました。

そういった中で現場において何か施工上の制約や問題点などあったのかどうか、また他にも何か考えられる要因があったのかどうかを教えてください。

【都市整備課係長】

工事規模については工種が少ないものです。また県単価や見積もり徴取したものは全て公表しておりますので、業者は適正に金額を算定することができると考えております。

【伊藤委員長】

工事内容としては工業団地の敷地内の石が埋まっているところを撤去し埋め直すものですね。ある意味非常に単純なもの、不便な場所でもないのに、なぜ応札業者は 2 者かつ非常に予定価格に近いのかというところが疑問に残ってしまいます。

【都市整備課係長】

この工事は実際の作業を行うだけで材料を買わないため、儲け率が低いと想定できます。材料を買って行う工事の場合、同じ値段の諸経費が発生します。この工事はそれがないので、儲け率が低くなります。

【伊藤委員長】

応札業者は受注意欲があまり高くなかったということが考えられるようですね。

【高久委員】

これは造成が終わった段階なのか、それとも造成前の段階なのか。

【都市整備課係長】

転石が入っていると想定される部分は国で盛土をした場所になります。したがって、造成工事の時にはどこに石があるかわ

からない状況であり、工場を建てる際に石が邪魔になることが判明しました。

【高久委員】

盛土をする際に石などを確認することはできたのか。

【都市整備課係長】

市として盛材は良質のいい物だと要望はしたが、結果的に石が入っておりまして。

【高久委員】

予定価格の設定は、工賃だけなので県の単価だけで行ったのか。

【都市整備課係長】

処分料だけは見積りで行いそれ以外は県の単価で算定しています。参考見積りの公表もしているので業者は明確な予定価格を算出できると考えます。

【高久委員】

単純に算出できるから応札金額も2者とも同じくらいの金額になるのはありえるということか。

【都市整備課係長】

はい、おっしゃる通りだと考えます。儲け率が低いので、業者としてはより高い金額で落札したいと考えたのではないかと考えられます。

【高久委員】

一般競争入札でやれば安い価格での応札になりコスト削減につながるとは思いますが、落札率が100%近くなっている状況で、何か工夫をできることはないのか。

【契約検査係長】

落札率を低くするために入札を行っているのではなく、適正に設計、積算し入札を行っています。業者が儲けを欲しいという観点から落札率が100%に近くなってしまうのは、どうしてもやむを得ないのではないかと考えております。意図的に落札率を低くするために過大な設計をすることは適正なものではないと考えております。

【伊藤委員長】

業者の心理としては、なるべく工事の仕事を取りたいのか、あるいは利益を増やしたいのかというものになると思います。おそらく現状は公共工事も含めて工事が多いので、利益が低く

ても工事の仕事を取りたいという意欲はあまりないと思われます。今回の工事は何かを買って取り付けるものではなく、重機を使って行うものなので、業者にとっては儲けが少ないということなのだと思います。

【齋藤委員】

造成地へ国が盛土したとのことですが、今回、当時工事を行った業者は応札可能業者 16 社に入っているのか。

【契約検査係長】

市で発注した工事ではないので明確な把握はできておりませんが、入っていたと思われます。

・ 2024000220 上保原小学校吊り下げ式バスケットゴール更新工事

【契約検査係長】

資料 4－3 により説明

【高久委員】

応札可能業者 23 者あって 2 者が応札した。指名競争入札で行い応札業者を増やすことは考えられないのか。

【契約検査係長】

伊達市が定める 7 工種、土木工事、舗装工事、建築工事、暖冷房衛生設備工事、電気設備工事、造園工事、水道施設工事については、第 1 回目の入札監視委員会時に説明しました入札方針に基づき条件付一般競争入札で行うこととしております。今回の案件は建設工事でしたので、条件付一般競争入札で行っております。

【高久委員】

応札可能業者が 23 者あって 2 者しか応札していないことについてどう考えているか。

【教育総務課係長】

吊り下げ式バスケットゴールの更新ということで、バスケットゴール自体の交換という特殊工事になり下請けに出すことがほとんどで、今回の応札可能業者の中では対応が難しかったのではないかと考えております。

【高久委員】

今回は落札者の松浦建工所さんが下請けに出さずに完結されたのか。

【教育総務課係長】

下請けに出しています。

【伊藤委員長】

下請け業者はどこの業者かわかりますか。

【教育総務課係長】

県外業者でした。

【伊藤委員長】

市内の業者ではこの工事は難しいということで、県外業者に下請けに出さざるを得ないということか。

【教育総務課係長】

はい、そのように認識しております。

【高久委員】

下請け業者は伊達市の入札参加資格の登録の有無は関係あるのか。

【契約検査係長】

下請け業者につきましては、伊達市の入札参加資格の登録の有無の制限はしていません。

【伊藤委員長】

下請けは一括下請けになるのでしょうか。受注業者はどのくらいこの工事に関与したのか。

【教育総務課係長】

6～9月の準備工の期間にバスケットゴールを下請け業者が制作し、9月2日に納品されたバスケットゴールを受注業者である松浦建工所が設置をしました。

【伊藤委員長】

物は下請けに出して制作してもらい、実際の設置は業者がやるということですね。

・ 2024000322 大柳普通財産解体工事

【契約検査係長】

資料 4－4により説明

【國分委員】

先ほどの案件は建築工事で条件付一般競争入札としていますが、今回の案件も建築工事だが指名競争としていることについて教えていただきたい。

【契約検査係長】

6月26日に条件付一般競争入札で入札公告を行いましたが、入札の申し込みが1者しかいなく入札が執行できないため、条件

付一般競争入札から指名競争入札に切り替えました。

【國分委員】

資料 1－2 を見ると設計金額に対応する等級 B C D で登録がある業者数が何社あるのか教えてください。

【契約検査係長】

建築工事に登録がある B C D の業者は全部で 11 者ありまして、そのうち解体工事業に登録がある業者は 8 者となります。

【國分委員】

8 者から 5 者を選定したということですが、こういった基準で選定をするのか。地域性、工事規模などか。

【契約検査係長】

まずは条件付一般競争入札時に申し込みをした業者を指名選考しました。その後に委員の方からありましたとおり、地域性と設計額により 4 者を指名選考しました。

【伊藤委員長】

指名業者の選定は発注部署が行うのか、契約の部署が行うのか。

【契約検査係長】

契約担当部署で選定をしまして、その後委員会に諮り決定をしております。

【伊藤委員長】

委員会というのは指名業者を選定する委員会ですね。そのメンバーはいろいろな部署から集まっているのか。

【契約検査係長】

はい。

・ 202400299 愛宕堰整備工事

【契約検査係長】

資料 4－5 により説明

【高久委員】

設計額の積算はどのように行ったのか。

【農林整備課係長】

福島県の単価と 5 者から徴収した見積により積算しております。

【高久委員】

見積りを 5 者取れるということは、その 5 者はこの工事をすることはできないのか。

【農林整備課係長】

メーカーにより仕様が異なるので、そのメーカーでないと不具合が生じてしまいます。見積りは積算のための参考見積として取りました。

【高久委員】

分解加工塗装となるとその保守点検をしている業者しかできないということになるのか。

【農林整備課係長】

分解整備、オーバーホールなのでそのメーカーにしかできないと考えます。

【高久委員】

県の単価、時間数は見積りをとったものから算出し積算を行ったのか。

【農林整備課係長】

福島県の単価にないものについては、見積り単価をとって行っております。

【高久委員】

福島県の単価は理解したが、工賃や労力についてはどのように決めたのか。

【農林整備課係長】

参考とする歩掛りがあります。

【高久委員】

オーバーホール等の場合の標準時間があったということか。

【農林整備課係長】

はい。

【高久委員】

メーカーでなく別な業者でもできる工事ではないかと思われませんが、メーカーとしたのはどうしてか。

【農林整備課係長】

シリンダーはメーカーによって仕様が異なっています。他の業者がやってしまうと不具合が発生してしまうと考えております。

【契約検査係長】

5者からの見積りは適正な単価なのかと確認するために取っています。今回の工事は責任施工になり、もし別な業者の施工により不具合が発生した場合、責任の所在が不明確になりかねな

いことから随意契約としています。

【伊藤委員長】

今回の案件のようなものは、何か問題が起こった時に最初に設置した業者の責任なのか、その後メンテナンスや修繕をした業者の責任なのかが不明確になってしまいますから同じ業者に頼むと理解してよろしいでしょうか。

【契約検査係長】

はい。

【國分委員】

この堰はどのくらい経ったものなのか。

【農林整備課係長】

河川改修の際に施工した構造物だと思われますが、おそらく40年以上は過ぎていると思われます。

【國分委員】

この工事は今回が初めてだということか。

【農林整備課係長】

以前に塗装は1回行っていますが、オーバーホールは初めてになります。

【伊藤委員長】

堰という構造物について教えていただきたい。

【農林整備課係長】

今回の堰は河川をせき止めることにより、水をほかの場所へ流し農業用水として使う施設です。そこを支えているシリンダーがあり、そのシリンダーからオイルが漏れていました。

【高久委員】

オーバーホールと一緒にやればそれが直せるのか。

【農林整備課係長】

分解しないとどこが悪いのかわからないので、分解して部品交換になるのか、清掃だけで済むのかわかるようになります。それについては変更契約で対応するようになります。

3 閉 会
(午後3時)